

令和8年度埼玉県文化部活動インターンシップ

実施要項

埼玉県教育委員会

1 趣 旨

文化芸術は、楽しさや喜び、感動などを味わうことで感性を磨き、豊かな人間性や他者と共感する心を育むものである。この事業は、生徒が芸術や文化に触れ合う貴重な場である文化部活動に、専門性を有する大学生等を指導者として派遣し、文化部活動の充実及び活性化を図ろうとするものである。また、教員を目指す大学生等に指導実践の機会を提供しようとするものである。

2 派遣対象文化部

派遣対象文化部活動は、21部を原則とする。（高等学校は18部。※1参照）

3 申込資格

- (1) 本県の教員を目指す大学生（短大生含む。以下同様。）や非常勤講師を対象とする。ただし、大学での専門分野や教員免許状の教科は問わない。
- (2) 希望する校種の文化部活動において、実技経験があり示範が十分可能である者。

4 指導者の推薦・委嘱等について

- (1) 大学生（短大生を含む）で指導者を希望する者については、関係大学から推薦された者の中から、県教育委員会が文化部活動指導者にふさわしいと判断した者を委嘱・派遣する。
- (2) 非常勤講師として勤務している者については、所属学校長から推薦された者の中から、県教育委員会が文化部活動指導者にふさわしいと判断した者を委嘱・派遣する。
- (3) 指導者は指導者講習会を必ず受講するものとする。

5 指導内容

- (1) 当該文化部活動における生徒への技術指導の補助及び文化芸術の素晴らしさを体感してもらう活動。
- (2) その他、当該文化部活動に係る校長が必要と認める業務。

6 指導期間及び指導回数等

- (1) 指導期間 令和8年5月18日（月）から令和9年1月29日（金）まで
- (2) 指導回数 年10回以上
- (3) 留意事項 各学校の校長、顧問教諭との共通理解のもと指導に当たる。
(1回の指導時間は、2時間以内とする)

7 派遣校の決定

派遣を希望する学校、市町村教育委員会及び高等学校文化連盟と連携・調整し、県教育委員会が決定する。

8 指導者講習会（※ オンライン講習会又は個別説明等に変更する場合あり）

- (1) 日 時 後日連絡
- (2) 会 場 後日連絡
- (3) 内 容 文化部活動の現状と課題・安全対策等の講習等

9 その他

- (1) 本事業の指導者として参加を希望する者は受け入れ校と面接を行い、埼玉県教育委員会が定める「誓約書」（様式4）を提出するものとする。
- (2) 文化部インターンシップ指導者による非違行為や不適切行為が生じた場合、職員の懲戒処分の例による措置（口頭及び文書による注意、解嘱等）を行うことがある。
- (3) 本事業は、謝金や交通費を支給しないボランティア活動とする。
- (4) 指導期間における傷害保険については個人負担とする。
- (5) 本事業を修了した者には、県教育委員会が修了証を交付する。
交付を受けた者は、教員採用選考試験志願書のボランティア活動欄にその旨を記載できる。
- (6) この要項に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課長及び埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

※1 派遣対象文化部活動

1	吹奏楽	2	合唱(音楽)	3	器楽(管弦も含む)
4	美術・美術工芸	5	演劇	6	科学・自然科学
7	書道	8	囲碁	9	放送
10	写真	11	将棋	12	邦楽・邦楽舞
13	華道	14	茶道	15	かるた
16	新聞	17	マーチング・バトン	18	アマチュア無線
19	家庭科	20	パソコン	21	英語

(高校は1～18のみ対象)